

福井市一光地区社会福祉協議会規約

(名 称) 第1章 名称及び事務所

第1条 本会は福井市一光地区社会福祉協議会（以下「一光地区社協」という。）と称す。

第2条 本会は事務局を一光公民館に置く。

(目 的) 第2章 目的及び事業

第3条 本会は地区内の住民が総べて健康で文化的な楽しい生活を営むことが出来るよう、地区内の住民が協力して、地区全体の福祉を増進し、明るい豊かな地域づくりに貢献することを目的とする。

(事 業)

第4条 本会は前条の目的を達成するために次の事業を行う

- 1 住民の福祉に関する調査並びに総合計画の樹立。
- 2 住民の福祉増進を目的とする各種団体との事業の連絡調整および活動の実践。
- 3 福祉活動に対する住民の理解と関心を高め、地域ぐるみの福祉活動の実践。
- 4 その他本会の目的達成に必要な事項

(組 織) 第3章 組織

第5条 本会は一光地区内に居住する全住民の世帯主をもって組織する。

第6条 本会は事業運営のために委員会または部会を置くことができる。

(役 員) 第4章 役員

第7条 本会には次の役員を置く

会 長 1名
副会長 1名
理 事 若干名
庶 務 1名
監 事 2名
福祉委員 3名

第8条 会長、副会長、理事、監事は代議委員会において選任する。

第9条 会長は本会を代表し会務を統括する。副会長は会長を補佐し会長事故ある時には、その職務を代行する。

庶務は庶務・会計を会長の命を受け、庶務・会計の事務を処理する。

監事は会計を監査する。また、福祉委員を3名置く。

福祉委員を3名置く。

第10条 役員の任期は2ヶ年とする。但し、再任を妨げない。補欠により就任した役員は前任者の残任期間とする。役員は任期満了後であっても後任者が職

務を行う。

第11条 本会は顧問を置くことができる。顧問は理事会において推薦し会長が委嘱する。顧問は会長の諮問に応じ、または会議に出席し意見を述べることができる。

第5章 福祉委員

第12条 本会に福祉委員を置く。福祉委員は各自治長において推薦し会長がこれを委嘱する。

(会 議) 第6章 会議

第13条 会議は会長が召集して、その議長となる。

第14条 理事会は必要の応じ随時開く。

第15条 理事会は次の事項を審議する。

- 1 庶務に関する事項
- 2 事業の報告
- 3 事業計画
- 4 規約の変更
- 5 予算、決算のかんする事項
- 6 その他の重要事項

(会 計) 第7章 会計

第16条 本会の会計は会費、寄付金、補助金その他の収入をもってあてる。

第17条 本会に幹事を置く、幹事は会長がこれを委嘱し庶務会計を司るものとする。

第18条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日をもって終わる。

附 則

この規約は昭和59年9月10日より施行する。

平成11年10月1日一部改正施行する。(第5条)

平成23年5月25日一部改正施行する。(第7条、第9条)

平成23年9月22日一部改正施行する。(第7条、第9条)